

指宿広域市町村圏組合管理者交際費支出基準

(平成28年指宿広域市町村圏組合告示第2号)

改正 令和5年指宿広域市町村圏組合告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、管理者交際費が管理者の行政執行のために外部との交際上必要な公の経費であることに鑑み、その支出に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 管理者交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 組合行政の伸展に功績があったもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるもの（種別、支出範囲等）

第3条 管理者交際費は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める支出範囲等のとおりとし、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限度の額を支出するものとする。

- (1) 慶祝金等 祝金、祝花又は祝酒を原則とし、記念行事、祝賀会、大会、式典、行事等において、別表第1に定めるところにより、管理者又は管理者が指名した者が出席する場合に限り支出する。
- (2)弔慰金等 葬儀に係るもので、別表第2に定めるところにより、管理者又は管理者が指名した者が出席する場合に限り支出する。
- (3)見舞金 災害、病気、入院等の見舞に係るもので、別表第2に定めるところにより支出する。
- (4)贈答費 組合運営に関わりが深い外部団体又は個人に対する贈答品、記念品、土産品等の購入費で、管理者が交際上特に必要と認めたものに限り支出する。
- (5)賛助金又は協賛金 公に認められた団体及びこれに準ずる団体の各種大会等の賛助又は協賛に係る経費で公益性のあるものに限り1万円を限度として支出する。

- (6) 会費等 意見交換又は情報収集のための各種懇談会等に係る会費又は懇談費として、その実費を支出する。
- (7) 渉外費 外部との連絡及び交渉に要する経費については、その実費を支出する。
- (8) その他 前各号に掲げるもののほか、交際上特に必要があると認められる場合に、予算の範囲内で別に支出することができる。

(管理者交際費の見直し)

第4条 管理者は、管理者交際費支出の内容及び金額が住民感覚とかけ離れたことなく、かつ、社会経済状況の変化等を十分に考慮した上で、この告示の適正な執行に努めるとともに、適宜見直しをするものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月21日指宿広域市町村圏組合告示第4号）

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

慶祝金等支出基準

号	区分	支出金額等	備考
1	他の地方公共団体（関係市を除く。）の記念式典等	10,000円以内	
2	公共的団体の総会、大会その他の行事で案内があった場合	祝酒（焼酎）2本以内。ただし、規模等に応じ調整し、10,000円を限度とする。	

注1 会費を徴収する行事は、会費実費額とし、祝酒は贈らない。

2 祝酒に代えて、他の飲料等を贈ることができる。

3 慶祝金等の支出については、関係市との均衡を図りながら対応する。

別表第2（第3条関係）

弔慰金等及び見舞金支出基準

号	区分	本人の場合		親族の場合		見舞金 (円以内)	備考
		弔慰金 (円以内)	供花等 (円以内, 税 別)	弔慰金 (円以内)	供花等 (円以内, 税 別)		
1	組合の議員	10,000	15,000	3,000	10,000	5,000	
2	管理者	—	—	5,000	15,000	—	
3	副管理者	10,000	15,000	3,000	15,000	—	
4	組合の委員（指宿 広域市町村圏組合 議会議員等の報酬 及び費用弁償条例 (昭和46年指宿広 域市町村圏組合條 例第5号) 第3条 の委員をいう。）	3,000	10,000	—	—	—	
5	組合の職員	10,000	15,000	—	—	—	
6	前各号に掲げる者 のほか、管理者が 組合を代表し、弔 意等を表す必要 があると認める者	10,000	15,000	—	—	—	

- 注1 第1号から第5号までの者については、現職に限る。
- 2 公葬が行われる場合は、この表は適用しない。
- 3 親族の範囲は、本人の両親、妻子及び同居人とする。ただし、別居人であっても本人が喪主となる場合は、親族とみなす。
- 4 病気に対する見舞金の支出は、原則として30日以上入院した場合とする。
- 5 関係市以外で葬儀が行われる場合に支出する供花等については、現地で

の標準料金を基準とする。